

平成十八年十一月十三日提出  
質問第一五四号

## 年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## 年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問主意書

先に発生した年金不正免除等事件（国民年金未納者を不正に「不在者設定処理」して平成十七年度一年間で十万人以上を行方不明者扱いにした事案も含む）に関して、お尋ねする。

一 この件で、犯罪を犯した職員は存在したか。

二 この件で、法令違反を犯した職員は存在したか。存在するとすれば、何人が、それぞれ、どのような法令違反を犯したのか。また、その法令の罰則規定についてもお示し願いたい。

三 本年六月十六日の衆議院厚生労働委員会で、刑事告発すべきという質問に関して、川崎大臣は、「問題点が生じれば、当然、関係機関と連絡をとりながら臨むことになりました」と答弁されている。

参考に議事録の概要をお示しする。

○長妻昭委員 まず、川崎厚生労働大臣にお尋ねしますけれども、ぜひ、今回、不正免除問題で、犯罪の可能性がありますので、職員を、あるいはその責任者も含めて御判断をいただいて、刑事告発をきちつとすると、これは、年金ののぞき見、つまり、未納情報を端末から見るということでたしか三人刑事告発されていると思いますけれども、刑事告発は必ずするんだ、こういうことを大臣から御答弁いただきたいと思うんで

すが。

○川崎国務大臣 何回も御答弁させていただいていますように、事実関係をまず明らかにすること、その中において問題点が生じれば、当然、関係機関と連絡をとりながら臨むこととなります。

以上を踏まえて、刑事告発をするのか否か、お答え願いたい。しない場合は、内閣として、その理由・見解をお示し願いたい。

右質問する。